

重要事項説明

令和 年 月 日
有限会社 カイゴ
説明者

1 当社が提供するサービスの事業所の概要

- 事業所名 所沢介護支援サービス
- 介護保険事業所番号 1172500827
- 居宅サービス種類 訪問介護事業（介護予防・日常生活支援総合事業）
- 管理者及び連絡先 管理者氏名 連絡先 04-2940-5021
- 緊急時 (通常営業日の午後6時～午前9時・および定休日終日)
- 通常のサービス実施地域 所沢市・入間市・狭山市

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者 サービス提供責任者	管理業務	1名 名（1名管理者兼務）
サービス提供者 介護福祉士 介護職員初任者研修 （1～2級）修了者	訪問介護業務	名（常勤 名、非常勤 名） 名（常勤 名） 名（常勤 名）

3 営業時間

営業日	月曜日～土曜日
時間	9:00～18:00
定休日	12/30～1/3

4 サービス提供時間

	通常時間帯	早 朝	夜 間
	8:00～18:00	6:00～8:00	18:00～22:00
平 日	○	○	○
土・日・祭日	○	○	○
年末年始 (12/30～1/3)	○	○	○
ただし、単身世帯、高齢者夫婦世帯など、特別な事情のみ対応します			

5 サービス利用料及び契約者負担のお支払方法

○利用した場合の利用料は下記のとおりです。利用者負担額は、介護保険負担割合証に記された負担割合額です。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

(1) 要介護認定者

基本利用料

区分	1回あたりの所要時間	単位数 1単位 10.42円	費用額 (全額)	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)
身体介護	20分未満	163	1,698円	170円	340円	510円
	20分以上30分未満	244	2,542円	255円	509円	763円
	30分以上1時間未満	387	4,032円	404円	807円	1,210円
	1時間以上1時間30分未満	567	5,908円	591円	1,182円	1,773円
	1時間30分を超えて30分 増すごとに	+82	854円	86円	171円	257円
	生活援助が加わる場合(20分以上 25分増すごとに)	+65	677円	68円	136円	204円
生活援助	20分以上45分未満	179	1,865円	187円	373円	560円
	45分以上	220	2,292円	230円	459円	688円

※訪問介護員が2名で派遣され、援助が提供された場合は、上記の2倍の料金となります。

加算

特定事業所 加算Ⅱ	加算の体制要件、人材要件を 満たすとして加算	1月につき全ての利用者負担額の10%増し				
夜間・早朝 加算	夜間(18:00~22:00)、早朝 (6:00~8:00)の場合	1回につき基本利用料の25%増し				
緊急時 訪問介護加 算	利用者や介護者からの要請 を受け、緊急的に身体介護を 行った場合	100	1,042円	105円	209円	313円
初回加算	新規に訪問介護計画書が作 成され、サービス提供責任者 が訪問介護を提供、もしくは 同行した場合	1月200	2,084円	209円	417円	626円
生活機能向 上連携加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	指定リハビリテーション事業所 の理学療法士等とサービス提供 責任者が共同で訪問介護計画書 を作成して当該計画にもとづく 訪問介護を行った場合	3月まで (Ⅰ)100	1,042円	105円	209円	313円
		(Ⅱ)200	2,084円	209円	417円	626円
介護職員等 処遇改善加 算(Ⅰ)	介護職員の賃金改善とキャリア パス等を目的として加算	1月の介護報酬総単位数に24.5%加算				

(2) 要支援認定者、事業対象者
訪問型サービスの基本利用料

	区分	単位数 1単位 10.42円	費用額 (全額)	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)
1月当たりの 回数を定め る場合	標準的な内容の訪問型サービス (予防訪問相当)である場合 (1回につき)	287	2,990円	299円	598円	897円
	生活援助が中心である場合 所要時間20分以上45分未満の場合 (1回につき)	179	1,865円	187円	373円	560円
	生活援助が中心である場合 所要時間45分以上の場合 (1回につき)	220	2,292円	230円	459円	688円
	短時間の身体介護が 中心である場合 (1回につき)	163	1,698円	170円	340円	510円

*1月につき、3.727単位の範囲で所定単位数を算定します
加算

初回加算	新規に訪問介護計画書が作成され、サービス提供責任者が訪問介護を提供、もしくは同行した場合	1月200	2,084円	209円	417円	626円
生活機能向上連携加算 (I)(II)	指定リハビリテーション事業所の理学療法士等とサービス提供責任者が共同で訪問介護計画書を作成して当該計画にもとづく訪問介護を行った場合	3月まで (I)100	1,042円	105円	209円	313円
		(II)200	2,084円	209円	417円	626円
介護職員等 処遇改善加算(I)	介護職員の賃金改善とキャリアパス等を目的として加算	1月の介護報酬総単位数に24.5%加算				

※月の途中で要介護から要支援認定となった場合は要支援となった日数が日割りとなります。

加算・減算については、あくまで目安の金額となります。

○法定代理受領(現物給付)払以外のお支払方法

居宅(介護予防)サービス計画を作成していないなど「償還払い」となる場合にはいったん利用料の全額(10割)をお支払いいただき、その後市町村に対して領収書を添付して、契約者負担額(介護保険負担割合証に記された負担割合額)を除いた額を請求することになります。介護保険外のサービスとなる場合は全額自己負担となります。居宅(介護予防)サービス計画作成の際、介護支援専門員にご相談ください。

○交通費

通常のサービス実施地域内は 0円。それ以外の地域にお住まいの方は、通常のサービス実施地域を

越えた地点から、以下の交通費が必要となります。

・自動車 10Km 未満=200 円 10Km 以上=400 円 ・電車等=実費

○利用料及び自己負担のお支払方法

お支払方法は現金または金融機関からの口座振替をお願いしています。

6 キャンセル料金規定

お客様のご都合で訪問介護サービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①	ご利用の12時間前までにご連絡頂いた場合	無料
②	ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合	自己負担額

7 サービス内容に関する相談、要望、苦情等の連絡

○当事業所のお客様相談窓口

- ・電話 04-2940-5021
- ・FAX 04-2940-5022
- ・受付時間 月～土曜日 9:00～18:00
- ・担当者 泉夫美子

○その他

当事業所以外に市町村等の相談、苦情窓口等に相談、苦情を伝えることができます。

- ・市町村 所沢市 介護保険課 04-2998-9420
入間市 介護保険課 04-2964-1111(代)
狭山市 長寿安心課 04-2953-1111(代)
- ・埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情専用窓口 048-824-2568

8 事故発生時の対応

- 当事業所が提供するサービス提供において、契約者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、その責に応じて誠心誠意の対応を行います。
- 当事業所では、サービス提供の担当者全員に対し、事故発生時の緊急対応マニュアルに基づき、定期的に講習会を開催し、迅速かつ正確な対応を行なうよう指導しています。

9 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

10 当社の概要

- 名称 有限会社 カイゴー
- 代表者名 代表取締役 小林 健太
- 本社所在地及び電話 埼玉県所沢市小手指町2-13-8
電話 04-2940-5021
FAX 04-2940-5022
- 業務の概要 介護保険法に基づく
居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業